

令和7年度
各務原市放課後児童クラブ
利用について



市ウェブサイトは[こちら](#)



電子申請は[こちら](#)



※「こちら」をクリックするとそれぞれのリンク先へアクセスできます。

目次

1. 放課後児童クラブについて	- 1 -
（１）利用できる児童の要件	- 1 -
（２）利用期間	- 1 -
（３）休業日	- 2 -
（４）利用時間	- 2 -
（５）土曜日の利用	- 2 -
（６）放課後児童クラブ一覧	- 3 -
（７）土曜日に実施する放課後児童クラブ	- 4 -
（８）利用変更の手続き	- 5 -
（９）送迎について	- 5 -
（１０）保険について	- 5 -
（１１）スマート連絡帳の利用について	- 5 -
（１２）利用に関する注意事項	- 5 -
2. 利用申請について	- 6 -
（１）利用申請の流れ	- 6 -
（２）申請に必要なもの	- 7 -
（３）電子申請について	- 8 -
（４）申請に関する注意事項	- 8 -
3. 放課後児童クラブ利用料について	- 9 -
（１）利用料の金額について	- 9 -
（２）利用料の支払いについて	- 9 -
（３）減免制度	- 10 -
4. Q & A	- 11 -
（１）申請について	- 11 -
（２）利用料について	- 12 -
（３）利用について	- 13 -

1. 放課後児童クラブについて

各務原市放課後児童クラブ（以下、児童クラブ）は、就労、就学等の理由により、保護者が昼間家庭にいない市内の小学校に就学している児童に対し、放課後及び春休み・夏休み・秋休み・冬休み（以下、長期学校休業期間）に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としています。

（１）利用できる児童の要件

- ・市内の小学校に就学している１～６年生の児童。
- ・同居している保護者等※が、以下の理由で、児童を保育できない状態にある家庭。

※親権を行う者、祖父母、未成年後見人その他これらに準ずる者で、児童を現に監護し、世帯を同じくしている者のこと（世帯分離していても、現に同一又は隣接する敷地内に居住している者を含む）。

①以下の要件を満たす就労をしている（通勤時間は含みません）。

利用要件	保護者の就労要件		
	就労時間	終業時刻	
（ア）通年利用	月６４時間以上	１年生～３年生	午後３時以降
		４年生～６年生	午後４時以降
（イ）長期学校休業期間のみ	月６４時間以上	１年生～４年生	午後０時以降
		５年生～６年生	午後４時以降

※新１年生について、帰宅時間が早い４月のみ、（イ）の要件を満たしていれば、（ア）の終業時刻を満たしていなくても、特例で通年利用を受け付けています。希望される方は、教育委員会事務局教育総務課（以下、教育総務課）にご相談ください。

- ②高等学校、大学等への就学又は就労を目的とした技能訓練のための就学をしている。
- ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを持っている。
- ④疾病又は障がいを有する親族を介護し、又は看護している。

＜下記事項に該当する方はご利用できません＞

- ・同居している祖父母（利用開始時点で**65歳以上**の祖父母は除く）が、就労、就学、疾病等の理由がなく、児童を保育できる場合（敷地内別居を含む）。
- ・児童クラブの運営上で支障がある※又は身体虚弱等のため、保育に堪えないと児童クラブが判断し、教育委員会が認めた場合。

※児童クラブでは集団活動をするうえでルールがあります。集団活動ができないお子様に支援員がかかりきりになり、他のお子様を安全に見守ることができなくなる場合、児童クラブが集団活動に適さないと判断し、教育委員会が認めたときは、児童クラブの利用を中止していただきます。

（２）利用期間

令和７年４月１日～令和８年３月３１日（新１年生も４月１日から利用できます。）

(3) 休業日

- ・日曜日
- ・祝日（国民の祝日に関する法律に規定する日）
- ・12月29日～1月3日
- ・市長が特に必要と認めた日（気象警報発令時及び感染症の流行による学校閉鎖時等）

(4) 利用時間

開所日	利用時間
通年利用（月曜日～金曜日の学校登校日）	放課後（授業終了後）～午後5時
土曜日、振替休業日及び長期学校休業期間	午前7時30分～午後5時
延長利用	午後5時～午後7時

<注意事項>

- ・土曜日、振替休業日、長期学校休業期間は保護者の送迎が必要です。また、昼食については各自お弁当の用意をお願いします。
- ・必ず午後7時までに保護者が迎えに来てください。

(5) 土曜日の利用

①利用できる児童の要件

- ・通年又は夏休みの利用者。土曜日のみの利用はできません。
- ・同居している保護者等が、土曜日に、就労、就学、疾病等の理由で、児童を保育できない状態にある家庭。
※土曜日の利用を希望される方は、土曜日の利用要件が確認できる書類（土曜日の就労が確認できる就労証明書等）を提出してください。
- ・土曜日が祝日の場合や、12月29日～1月3日にある土曜日は、休業日のため実施しません。

※利用方法別の土曜日利用の可否

利用区分	土曜の利用の可否
通年利用（長期学校休業期間も利用）	○
通年利用（長期学校休業期間は利用しない）	△（長期学校休業期間以外の土曜日に限る）
長期学校休業期間のみ（7月夏休み利用）	△（夏休み中の土曜日に限る）
長期学校休業期間のみ（8月夏休み利用）	△（夏休み中の土曜日に限る）
長期学校休業期間のみ（春・秋・冬休み利用）	×

②利用料

通常の利用料に 2,000 円を加えた金額となります。詳細は「[3. 放課後児童クラブ利用料について（1）利用料の金額について](#)」をご確認ください。

(6) 放課後児童クラブ一覧

地区	通学する小学校	児童クラブ (平日・長期学校休業 期間)	児童クラブ (土曜日)
那加・蘇原地区	那加第一小学校	那加第一小学校	那加第三小学校 (那加中央保育所内)
	那加第二小学校	那加第二小学校	
	那加第三小学校	那加第三小学校 (那加中央保育所内)	
	尾崎小学校	尾崎小学校	
	蘇原第一小学校	蘇原第一小学校	
		蘇原コミュニティ センター	
	蘇原第二小学校	蘇原第二小学校	
鵜沼地区	鵜沼第一小学校	鵜沼第一小学校	鵜沼第二小学校
	鵜沼第二小学校	鵜沼第二小学校	
	鵜沼第三小学校	鵜沼第三小学校	
	緑苑小学校	緑苑小学校	
	八木山小学校	八木山小学校	
	陵南小学校	陵南小学校	
	各務小学校	各務小学校	
	中央小学校	中央小学校	
稲羽・川島地区	稲羽西小学校	稲羽西小学校	川島小学校
	稲羽東小学校	稲羽東小学校	
	川島小学校	川島小学校	
		かわしま育ちの庭	
		川島東こども園	

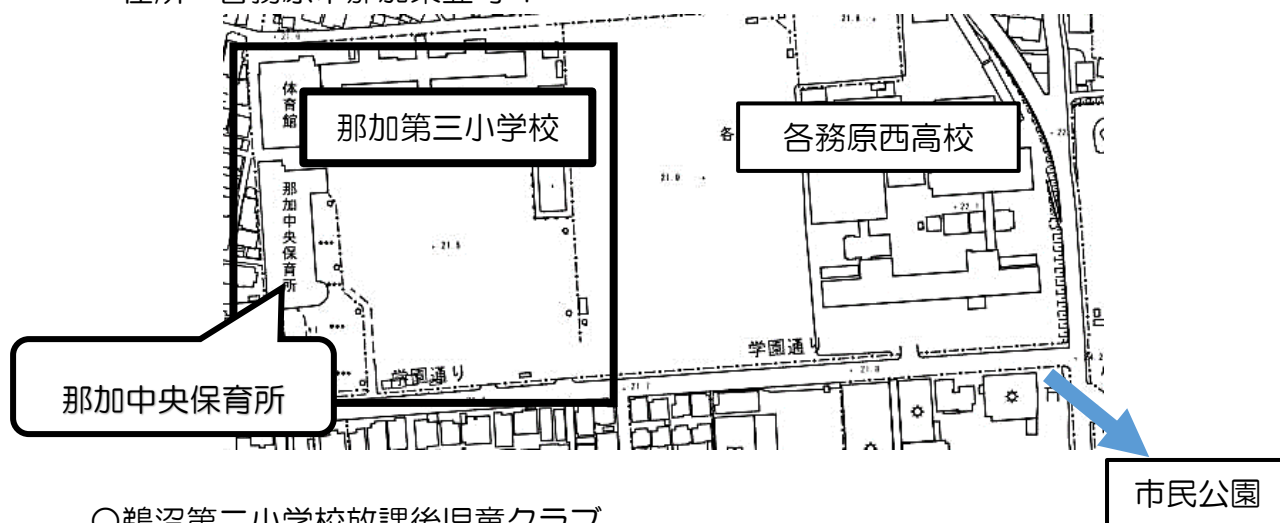
<注意事項>

- ・お子様が通学する小学校での利用となります。
- ・土曜日は地区ごとに実施する児童クラブが決まっています。お子様が通学する小学校がどの地区に該当するか、ご確認ください。
- ・蘇原第一小学校は蘇原コミュニティセンター内と校内の2つに分けて実施します。場所の選択はできません。
- ・川島小学校については、川島小学校内、かわしま育ちの庭、川島東こども園の3か所に分けて実施します。場所の選択はできますが、希望に沿えない場合があります。

(7) 土曜日に実施する放課後児童クラブ

○那加第三小学校放課後児童クラブ（那加中央保育所内）

住所：各務原市那加東亜町 1



○鵜沼第二小学校放課後児童クラブ

住所：各務原市鵜沼各務原町 2 丁目 260



○川島小学校放課後児童クラブ

住所：各務原市川島河田町 1041 番地



(8) 利用変更の手続き

- ・変更又は利用を休止（退室）する場合は、変更を希望する前月の25日までに、電子申請で変更を行うか、「放課後児童健全育成事業利用変更等申請書」を教育総務課又は児童クラブに提出してください。
- ・電話、口頭での受付はできません。

変更申請は[こちら](#)



(9) 送迎について

- ・保護者（中学生・高校生の送迎は不可）が児童クラブまで送迎してください。
- ・兄弟姉妹で下校する場合は各学校の最終下校時間で帰宅となります。その時間以降は、必ず保護者の迎えが必要となります。
- ・事情により保護者以外が迎えに来る場合は、事前に児童クラブにご相談ください。

(10) 保険について

- ・児童クラブを通じて、クラブ利用前に保険へ加入していただきます（1人当たり年間800円ほど、金額は変更となる場合があります）。
- ・年度ごとの更新となります。
- ・申請後、利用を取り下げた場合でも保険料をお支払いいただきます。
- ・保険料は、利用許可通知書発送後、利用説明会又は事前打ち合わせ時に支援員へお支払いいただきます。

(11) スマート連絡帳の利用について

- ・学校登校日における児童クラブの欠席連絡は、スマート連絡帳にて行ってください。
- ・1年生のスマート連絡帳を利用した欠席連絡は5月1日から開始予定です。
- ・土曜日、振替休業日、長期学校休業期間の欠席連絡は、スマート連絡帳ではなく、利用する児童クラブにメール（緊急時のみ電話連絡）でご連絡ください。
- ・臨時の休業等の連絡は、教育委員会よりスマート連絡帳にて発信します。

(12) 利用に関する注意事項

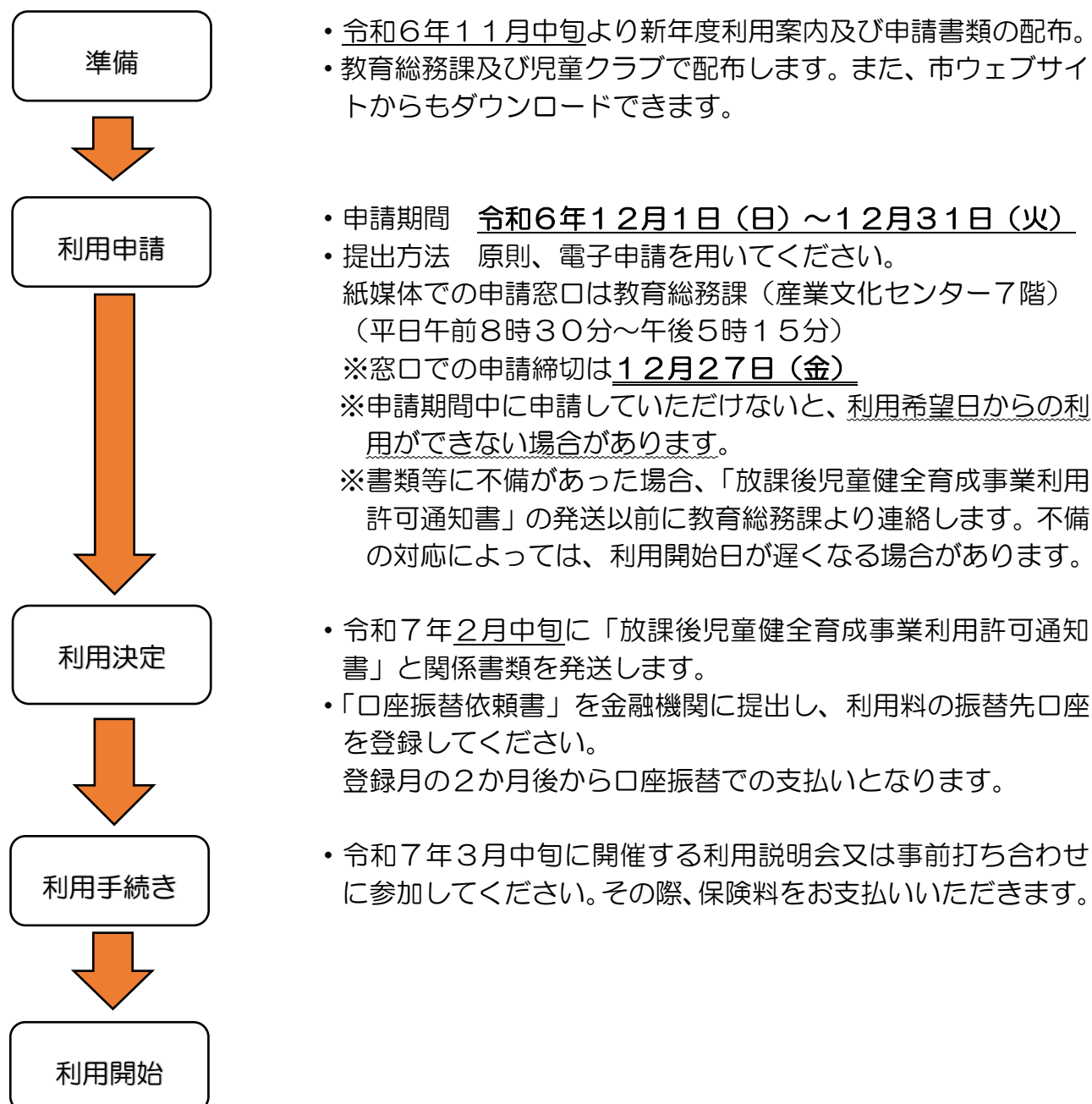
- ・児童クラブでのお子様の状況を見て、保護者面談が必要と判断することがあります。
- ・学校登校日の放課後について、登校前までにお子様と児童クラブの出欠を確認してください。
- ・異学年の児童と同じ教室で過ごすため、各々役割をもって過ごしていただくことがあります。
- ・宿題完了の見届け、学習の指導等はいりません。
- ・生活指導等、支援員から注意をすることがあります。その際はご家庭でもお子様のご指導をお願いします。
- ・急病等緊急時にはお子様の迎えをお願いします。
- ・アレルギーの対応は、学校へ提出した「学校生活管理指導表」に基づいて行います。対応を希望される保護者は、必ず学校に「学校生活管理指導表」を提出してください。対応方法は、アレルギー原因食物の完全除去となります。

2. 利用申請について

4月から利用を開始する場合は、令和6年12月1日（日）～31日（火）までに申請してください。

※5月以降に利用を開始する場合は、利用を開始したい月の前月の10日までに申請してください。

（1）利用申請の流れ（4月から利用を開始する場合）



(2) 申請に必要なもの

・電子申請の場合

①就労証明書の画像データ又は PDF ファイル

※就労証明書は、撮影した画像データ又は PDF ファイルを添付してください。

※その他の必要書類がある場合、同様に画像データ等を添付してください。

※利用理由申立書、放課後児童健全育成事業利用料減免申請書（減免申請される方のみ）の提出は必要ありません。電子申請フォームの該当する項目に必要な事項を記入してください。

・紙申請の場合

①放課後児童健全育成事業利用申請書

※利用するお子様 1 名ずつ申請が必要です。

②利用要件を満たしていることがわかる書類（就労証明書等）

③放課後児童健全育成事業利用料減免申請書（減免申請される方のみ）

・その他注意事項

・アレルギー対応を希望する場合は、学校生活管理指導表を学校へ提出してください。
詳細は「[1. 放課後児童クラブについて（12）利用に関する注意事項](#)」をご確認ください。

・減免申請をする場合、令和6年度に市外に居住されていた方は、転入前の市区町村の非課税証明書が必要です。

○必要書類

※利用開始時点で65歳以上の祖父母等に関する書類は不要です。

保護者等の居所	保育できない理由		提出書類・添付が必要なもの
児童と同居	就 労	被雇用者	・就労証明書（市指定様式）
		自営会社経営者	・就労証明書（市指定様式、自書） ・ <u>開業届又はウェブサイト等営業の事実が確認できる書類の写し</u>
	就学		・利用理由申立書 ・学生証又は合格通知の写し ・時間割等の就学時間がわかる書類の写し
	病気療養		・利用理由申立書 ・「児童の保育ができない状態であること」及び「療養期間」が記載された診断書の写し
	介護、看護		・利用理由申立書 ・「看護・介護が必要な状態であること」及び「療養期間」が記載された証明書（診断書又は各種手帳もしくは介護保険証の氏名及び等級が記載されているページの写し）

同居以外	単身赴任	・就労証明書（市指定様式）
	入院・施設入所	・利用理由申立書 ・「入院又は入所の期間」が記載された診断書等の写し
	その他不在	・利用理由申立書 ・不在であることが証明される書類
	同一校区内居住の 祖父母（65歳未満）	・利用理由申立書

（３）電子申請について

- ・パソコン又はスマートフォンを用いて申請することができます。表紙又は右にある二次元コードから電子申請フォームにアクセスしてください。
- ・就労証明書等の画像が不鮮明な場合、再提出をお願いすることがあります。
- ・電子申請フォーム： <https://logoform.jp/form/en3w/958601>



（４）申請に関する注意事項

- ・申請にあたっては、**お子様とよく話し合い、利用の意思を確認してください。**
- ・提出書類を審査した上で利用の可否を決定します。提出書類に不備・偽りがあると認められる場合は、利用の許可を取り消す場合があります。
- ・住所や就労状況など申請内容に変更があった場合、速やかに教育総務課まで連絡してください。

3. 放課後児童クラブ利用料について

(1) 利用料の金額について

通年の利用（月額）			延長利用	
利用期間	土曜日利用の可否	午後5時まで	午後6時まで	午後7時まで
7、8月以外	○	4,000 円	6,000 円	7,000 円
7月	○	6,000 円	8,000 円	9,000 円
7月（夏休み以外利用）	○	4,000 円	6,000 円	7,000 円
8月	○	8,000 円	10,000 円	11,000 円
8月夏休み以外と9月	○	4,000 円	6,000 円	7,000 円

土曜日利用者の利用料は上記の金額に 2,000 円を加えた金額になります。

長期学校休業期間のみの利用（冬休みを除き月額）			延長利用	
利用期間	土曜日利用の可否	午後5時まで	午後6時まで	午後7時まで
春休みのみ 4月	×	2,000 円	4,000 円	5,000 円
夏休みのみ 7月	○	4,000 円	6,000 円	7,000 円
夏休みのみ 8月	○	7,200 円	9,200 円	10,200 円
秋休みのみ 10月	×	800 円	800 円	800 円
冬休みのみ 12月～翌年1月	×	2,000 円	4,000 円	5,000 円
翌年春休みのみ 3月	×	2,000 円	4,000 円	5,000 円

- ・土曜日利用者の利用料は上記の金額に 2,000 円を加えた金額になります。
- ・長期学校休業期間のみ利用者は、春休み、秋休み、冬休み期間について、土曜日の利用ができません。

(2) 利用料の支払いについて

①支払いの方法

- ・納付書又は口座振替での支払いとなりますが、口座振替での支払いにご協力ください。納付書は指定金融機関にて支払いとなります。
- ・利用料が納付して期限までに完納されないときは、滞納処分又は強制執行等を行うことがあります。

②口座振替

- ・口座振替の支払いにするために、「口座振替依頼書」を金融機関に提出する必要があります。取り扱い可能な金融機関は口座振替依頼書をご確認ください。
- ・提出月の2か月後から口座振替での支払いとなります。

（例）3月中に金融機関に口座振替依頼書を提出

⇒5月分の利用料から口座振替が開始。4月に利用する場合は納付書での支払い。

- ・口座振替日は月末となります。月末が土日又は祝日の場合、翌営業日が振替日となります。
- （例）5月31日が土曜日⇒6月2日が振替日となります。
- ・保護者がお迎えの時間に遅れた場合は延長料金が発生しますが、事前に申請のない延長は、口座振替ができません。納付書による指定金融機関での支払いとなります。

③その他注意事項

- ・利用料の日割り計算は行いません。
- ・許可後については、実際に利用がない場合でも利用料をお支払いいただきます。利用予定がない場合は必ず変更申請をしてください。
- ・変更可能期日（前月25日まで）を過ぎた後は、利用料金確定となります。返金・変更は行いません。
- ・気象警報発令時及び感染症の流行等により、児童クラブが休業となる場合、その期間分の利用料の返金はいたしません。

（３）減免制度

下記の対象者については、申請により利用料が減免されます。希望される方は通常の申請に加え、「放課後児童健全育成事業利用料減免申請書」を教育総務課に提出してください。（電子申請の場合は紙媒体の提出は必要ありません。）

対象者	減免
生活保護世帯を受けている世帯	全額免除
各務原市準保護世帯福祉医療費助成を受けている世帯	全額免除
ひとり親家庭かつ令和6年度市民税が非課税の世帯	1 / 2 減額

<注意事項>

- ・申請後審査を行います。減免が決定されたら、申請のあった翌月より減免となります。
- ・年度ごとに審査するため、毎年申請が必要です。
- ・前年度市外に居住されていた方は、転入前の市区町村の非課税証明書の提出が必要です。
- ・対象に該当するかどうかわからない場合は、教育総務課までお問い合わせください。

4. Q & A

(1) 申請について

Q. 申請はどのように行えばよい？

A. 原則、電子申請にて申請を行ってください。

(電子申請フォーム：<https://logoform.jp/form/en3w/958601>)

紙で申請する場合は、申請用紙は教育総務課及び児童クラブで配布しているほか、各務原市のウェブサイトからもダウンロードできます。



Q. 父親が単身赴任中で同居はしていないが、就労証明書は必要？

A. 必要です。

Q. 複数の仕事を掛け持ちしている場合、すべての就労先の就労証明書は必要？

A. すべての就労先の就労証明書が必要です。

Q. 3月末で退職し、新年度に別の会社へ転職する場合、就労証明書はどうしたらいい？

A. 申請締切までに新しい就労先の就労証明書が用意できない場合は、現在の就労先の就労証明書を提出してください。その後、新しい就労先の就労証明書を、新年度が始まるまでに提出してください。

Q. 同居していた祖父母が住所変更せずに施設等に入居し、現在同居していない場合、何も書類はいらない？

A. 祖父母の方が65歳未満の場合、「利用理由申立書」と施設等に入居していることがわかる書類が必要です。

Q. 4月1日以降に市内へ転入しますが、申請時点で住所が決まっていなくても申請できる？

A. 通う予定の学校が決まっていれば、申請できます。現住所で申請してください。2月中旬に関係書類を発送するため、申請時の住所と2月中旬の住所が異なる場合は、発送先の住所を特記事項に記載してください。また、転入手続きが完了した際は教育総務課までご連絡ください。

Q. 保育所等の卒園後から利用できる？

A. 利用できません。4月1日からご利用いただけます。

Q. メールでの申請はできますか？

A. できません。電子申請フォームをご利用ください。

Q. 市内に居住しているものの、市外の学校に通っている場合は利用できる？

A. 利用できません。通学している市内小学校の児童クラブでの利用となります。

Q. 利用許可通知書が届いたのち、利用開始日前に利用の取り下げはできる？

A. 利用開始日の前月25日までは、変更申請を行うことで利用の取り下げが可能です。なお、利用料の支払いは不要ですが、すでにお支払いいただいた保険料については、お返しができませんのでご了承ください。

Q. 就労要件等が満たないため、通年利用の申請ができない。入学後は子どもの帰宅が保護者の帰宅より早くなってしまうのでどうしたら？

A. 新1年生について、帰宅時間が早い4月のみ、長期学校休業期間のみの利用要件を満たしていれば、通年利用の利用要件のうち、就労要件の終業時刻を満たしていなくても、特例で通年利用を受け付けています。希望される方は、教育総務課にご相談ください。

Q. 就労証明書で確認できない不規則の残業がある場合は？

A. 就労証明書の「18.備考欄」にて具体的な残業時間を記入いただき、その時間を含めて就労要件を満たしていれば、申請することができます。

Q. 仕事が夜勤で退勤時間が就労要件を満たしていない場合は利用できる？

A. 夜勤の休息等のため、昼間の保育が難しい場合は利用できます。

Q. 産休中や育休中は利用できる？

A. 利用できません。また、利用中に産休や育休に入った場合、退室していただきます。ただし、妊娠や出産に伴う入院等病気療養をしている場合、「利用理由申立書」と「児童の保育ができない状態であること」及び「療養期間」が記載された診断書の写しを提出することで、申請及び利用の継続ができます。

Q. 求職中は利用できる？

A. 利用できません。ただし、利用開始希望日までに就労が決まっている場合は申請が可能です。申請時は、就労時間の見込みが記載された就労証明書をご提出ください。

Q. 職業訓練校や看護学校に通学する際は申請できる？

A. 「就学」に該当するため、申請できます。「利用理由申立書」、学生証又は合格通知の写し及び時間割等の就学時間がわかる書類の写しを提出してください。

(2) 利用料について

Q. 退室や休止の手続きをしていなかったが、利用はしていないので利用料はかからない？

A. 退室や休止の手続きは、変更申請を行うことにより完了します。変更申請がなかった場合、たとえ利用がなくても利用料が発生します。

Q. 口座振替にしたいがどうしたらよい？

A. 指定の金融機関にて「口座振替依頼書」を提出してください。金融機関に提出した月の2か月後から口座振替での支払いとなります。なお、保護者がお迎えの時間に遅れた場合は延長料金が発生しますが、事前に申請のない延長は、口座振替ができません。納付書による指定金融機関での支払いとなります。

(3) 利用について

Q. 保険の加入は必ずしないといけない？

A. 必ず加入しなければなりません。

Q. 長期学校休業期間のみで申請したが、通年利用に変更したい。

A. 通年利用の前月の25日までに、変更の電子申請を行うか、「放課後児童健全育成事業利用変更等申請書」を教育総務課又は児童クラブに提出してください。当初、長期学校休業期間のみで申請し、通年の利用要件を満たしていない場合、利用要件を満たした就労証明書をあわせて提出していただく必要があります。

Q. 退室や休止の手続きはどうすればよい？

A. 退室、休止する前月の25日までに、変更の電子申請を行うか、「放課後児童健全育成事業利用変更等申請書」を教育総務課又は児童クラブに提出してください。

Q. 午後7時までに迎えに行けない。

A. 児童クラブは午後7時までの実施となります。お迎えは時間厳守をお願いします。午後7時までに迎えに来られないことが何度も続くと、退室していただくことがあります。

Q. 就労先や就労時間が変わった場合、新しい就労証明書は必要？

A. 必要になります。新しい就労証明書を、変更の電子申請で「書類の再提出」を行うか、教育総務課又は児童クラブに提出してください。なお、退職し新しい就労先が決まっていない場合、児童クラブの利用はできません。

Q. 放課後等デイサービス（障がい児通所支援サービス）と併用はできる？

A. 併用できます。放課後等デイサービスを利用する際は、当日朝までに学校の担任の先生及び児童クラブまでその旨を連絡してください。

Q. 夏休み等長期学校休業期間中、午前中に習い事があるので、午後0時より前に迎えに行ってもよい？

A. 少なくとも午前中に就労しているという利用要件で承認しているため、そのようなご利用はできません。また、習い事のため、途中で抜けて戻ってくるといったこともできません。

【問い合わせ先】

各務原市教育委員会事務局教育総務課

〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地
産業文化センター7階

TEL：058-383-1117

（平日午前8時30分～午後5時15分）

市ウェブサイト

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/kodomo/gakkou/1002280/1002286.html>

本書類の記載のある文書、画像及びイラストについて、
転載、引用、改変等を禁止します。